

# 児童手当制度のご案内

出生や転入から15日以内に児童手当の手続きを

## 対象児童

日本国内に居住する高校生年代※までの子

※ 高校生年代：18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

## 受給資格者

対象児童を監護する父母等のうち、所得が高い方

所得の高い方が、

- ・岐阜市外に住民登録されている場合は、そちらの市区町村で手続きをしてください。
- ・公務員の場合は、所属庁で手続きをしてください。

## 手当月額

	3歳未満	3歳以上
第1子	15,000円	10,000円
第2子		
第3子以降	30,000円	

・第1子、第2子の3歳未満の子の手当月額は、3歳になった翌月分から改定されます。

・第3子以降とは、大学生年代※以下の子のうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子のことをいいます。

※ 大学生年代：高校生年代後、22歳に達する日以後最初の3月31日までの子

・大学生年代の進学・就業は問わず、監護相当・生計費の負担がある場合に、第3子以降の人数にカウントされます。（「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。）

## 支給方法

口座振込 受給資格者名義の口座に限る

## 振込日

各支払期の15日 土日祝等金融機関休業日の場合はその前日または前々日

支払期	対象月	支払期	対象月
2月期	12月分、1月分	4月期	2月分、3月分
6月期	4月分、5月分	8月期	6月分、7月分
10月期	8月分、9月分	12月期	10月分、11月分

## 申請に必要なもの

請求者の本人確認書類（運転免許証等）

※同一世帯の方が手続きされる場合は、その方の本人確認書類をご持参ください。

※別世帯の方が手続きされる場合は、請求者自筆の委任状をご持参ください。

請求者名義の金融機関口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）

マイナンバーカード（請求者及び配偶者のもの）

\*\*\*\*\*以下は該当する方のみ\*\*\*\*\*

3歳未満の子がいる方のうち、各種共済組合員の方は、加入年金がわかるもの

別居している児童がいる場合は、別居児童のマイナンバーカード

離婚協議中等により受給者を切替される場合は、その事実がわかる書類

その他国内の居住確認が必要な場合は、パスポート・在留カード等

## 受付場所

岐阜市役所（市民課総合窓口・子ども支援課）、市内各事務所

マイナポータル（マイナンバーカード、ICカードリーダーライター、パソコン等が必要です）

【問合せ先】 岐阜市役所 子ども支援課給付係 TEL058-214-2146（直通）